

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3(2021)年度補正予算概要	1～2
2 令和4(2022)年度予算概要	3～7
3 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子	8～12

1 令和3(2021)年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明
(国)総務費補助金	6,000	地域女性活躍推進交付金 6,000

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
戸籍住民 基本台帳費	17,917	窓口業務デジタル化推進費 17,917 住民基本台帳システム改修費 17,917	(国) 社会保障・税番号制度システム 整備事業費補助 金 8,228

[繰越明許費]

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	17,917

(2) 国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
国民健康保険料	△262,469	一般被保険者国民健康保険料減 医療給付費分現年賦課分減 後期高齢者支援金等分現年賦課分減 介護納付金分現年賦課分減	△262,469 △179,717 △55,983 △26,769
国庫支出金	172,960	災害臨時特例補助金増	172,960
道支出金	399,668	保険給付費等交付金増 普通交付金増 特別交付金増	399,668 283,167 116,501
財産収入	544	国民健康保険事業財政調整基金運用収入増	544
繰入金	25,072	一般会計繰入金増 保険基盤安定分増 職員給与費等分減	25,072 31,683 △6,611
補正額計	335,775		
補正後予算額	28,698,674		

[歳出]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
保険給付費	284,059	療養給付費増 療養費増 診査支払委託費増 高額療養費減 出産育児一時金減 傷病手当金増	293,640 8,230 876 △12,416 △7,163 892
基金積立金	544	国民健康保険事業財政調整基金積立金増	544
職員費	△6,611	職員給与費減	△6,611
予備費	57,783		
補正額	335,775		
補正後予算額	28,698,674		

2 令和4(2022)年度予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
多重債務対策 関係経費	453	多重債務対策関係経費 453	(道) 消費者行政強化 事業補助金 2,845
地域住民組織 活動推進費	211,654	町会活性化推進事業費 1,400 町会交付金 90,264 地域安全安心促進交付金 300 町会長等研修事業費負担金 763 函館市町会連合会補助金 10,000 町会会館建設費補助金 14,543 町会備品設備整備費補助金 4,373 街路灯設置費等補助金 25,665 街路灯電灯料補助金 64,346	(地方債) 町会会館建設費 補助事業債 10,900
地域人権啓発 活動活性化 事業経費	550	地域人権啓発活動 活性化事業経費 550	(道) 地域人権啓発活 動活性化事業委 託金 550
消費生活向上等 推進費	18,204	消費生活センター管理委託料 15,616 (債務負担行為分) 消費者行政推進費 2,588	(道) 消費者行政強化 事業補助金 2,856 (その他) 消費生活相談業 務負担金 2,896
男女共同参画 推進費	36,506	男女共同参画推進費 1,577 性の多様性理解促進等 事業関係経費 900 女性つながりサポート事業費 6,300 女性センター管理委託料 27,529 (債務負担行為分) 函館市女性会議補助金 200	(国) 地域女性活躍推 進交付金 4,687 (その他) 女性センター使 用料 50

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
交 通 安 全 費	21,729	市民交通安全推進費 906 梁川交通公園管理委託料 9,823 (債務負担行為分) 梁川交通公園施設整備事業費 11,000	(地方債) 交通公園施設整備事業債 10,900 (その他) 公園使用料 4,087
庁舎改修事業費	29,000	亀田支所庁舎設備改修事業費 29,000	
マイナンバーカード関係経費	291,671	マイナンバーカード臨時交付センター関係経費 228,085 マイナンバーカード事務所要経費 63,586	(国) 社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金 289,667

(2) 国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
国民健康保険料	4,117,043	一般被保険者分	4,116,973
		現年賦課分	4,010,714
		医療給付費分	2,832,800
		後期高齢者支援金等分	886,675
		介護納付金分	291,239
		滞納繰越分	106,259
		退職被保険者等分	70
		滞納繰越分	70
使用料及び手数料	7	証明等手数料	6
		督促手数料	1
国庫支出金	100	災害臨時特例補助金	100
道支出金	20,617,441	保険給付費等交付金	20,615,534
		普通交付金	20,304,130
		特別交付金	311,404
		健康増進事業費補助金	1,907
財産収入	1,023	国民健康保険事業財政調整基金分	1,023
繰入金	2,835,593	一般会計繰入金	2,835,000
		保険基盤安定分	1,808,615
		未就学児均等割保険料分	8,130
		職員給与費等分	471,307
		出産育児一時金分	34,720
		財政安定化支援事業分	465,325
		その他	46,903
		国民健康保険事業財政調整基金繰入金	593
繰越金	1	前年度繰越金	1
諸収入	12,248	延滞金・第三者納付金・返納金等	12,248
合 計	27,583,456		

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
後期高齢者医療 保険料	3,241,754	現年分 滞納繰越分	3,233,236 8,518
使用料及び手数料	1	督促手数料	1
道支出金	1,208	健康増進事業費補助金	1,208
広域連合支出金	16,543	調整交付金 長寿・健康増進事業費補助金 低栄養防止・重症化予防等事業費補助金 健康診査等受診率向上特別事業費補助金	4,868 1,663 12 10,000
繰入金	1,308,000	一般会計繰入金 保険基盤安定軽減分 職員給与費等分	1,308,000 1,102,763 205,237
繰越金	1	前年度繰越金	1
諸収入	104,255	後期高齢者医療広域連合受託事業収入, 保険料還付金, 還付加算金ほか	104,255
合計	4,671,762		

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
総務費	29,441	一般管理費 徴収費	1,533 27,908
保健事業費	94,111	健康診査事業費	94,111
後期高齢者医療 広域連合納付金	4,436,292	後期高齢者医療広域連合納付金	4,436,292
諸支出金	10,500	保険料還付金 還付加算金	10,000 500
職員費	100,418	職員給与費	100,418
予備費	1,000		
合計	4,671,762		

3 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

保険料の所得割等の賦課割合を改定し，国民健康保険法施行令の一部改正に伴い未就学児に係る保険料の被保険者均等割額を減額し，および国民健康保険法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

① 賦課割合の改定（第13条，第13条の6の5，第13条の10）

保険料の賦課割合のうち，所得割の賦課割合を100分の49から100分の48に改め，均等割の賦課割合を100分の31から100分の32に改める。

② 未就学児の被保険者均等割額減額の新設

（第8条，第13条の6の2，第19条の3）

未就学児の基礎賦課額および後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額について，10分の5を乗じた額を減額する。

(3) 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

(4) 適用区分

改正後の第8条，第13条第1項，第13条の6の2，第13条の6の5第1項，第13条の10第1項，第19条および第19条の3の規定は，令和4年度以後の年度分の保険料について適用し，令和3年度分までの保険料については，なお従前の例による。

函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア・イ (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p style="margin-left: 20px;">オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア～ウ (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金および国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の49</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条<u>または第19条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア・イ (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p style="margin-left: 20px;">オ・カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア～ウ (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>および第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金および国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の48</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第</p>

32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第13条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の49に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条または第19条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項および第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第13条の6の5 (略)

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等
賦課総額の100分の31に相当する額を当
該年度の前年度およびその直前の2箇年
度の各年度における一般被保険者の数等
を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る
介護納付金賦課額の保険料率は、次のとお
りとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分
の49に相当する額を介護納付金賦課被保
険者に係る基礎控除後の総所得金額等
(国民健康保険法施行令第29条の7第4
項第4号ただし書に規定する場合にあつ
ては、国民健康保険法施行規則第32条の
10に規定する方法により補正された後の
金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額
の100分の31に相当する額を当該年度の
前年度およびその直前の2箇年度の各年
度における介護納付金賦課被保険者の数
等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(保険料の減額)

第19条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等
賦課総額の100分の32に相当する額を当
該年度の前年度およびその直前の2箇年
度の各年度における一般被保険者の数等
を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 (略)

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分
の48に相当する額を介護納付金賦課被保
険者に係る基礎控除後の総所得金額等
(国民健康保険法施行令第29条の7第4
項第4号ただし書に規定する場合にあつ
ては、国民健康保険法施行規則第32条の
10に規定する方法により補正された後の
金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額
の100分の32に相当する額を当該年度の
前年度およびその直前の2箇年度の各年
度における介護納付金賦課被保険者の数
等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条 (略)

2・3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に
6歳に達する日以後の最初の3月31日以前
である被保険者(以下「未就学児」という。)
がある場合における当該被保険者に係る当
該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額
は、第13条第1項または第13条の5の基礎
賦課額の被保険者均等割の保険料額から、
当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じ
て得た額を控除して得た額とする(第3項
に規定する場合を除く。)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課
額の減額について準用する。この場合にお
いて、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後
期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1
項または第13条の5」とあるのは「第13条の
6の5第1項または第13条の6の8」と、

「第3項」とあるのは「第4項において準用する第3項」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第19条第1項」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額」とあるのは「第13条の6の5第1項または第13条の6の8の後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。